令和８年６月改訂
寝屋川市保健所

◆◆◆骨髄バンクドナー等への支援助成金交付申請の手引き◆◆◆

骨髄バンクドナー等への支援事業は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下、「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業により骨髄又は末梢血幹細胞（以下、「骨髄等」という。）を提供した者（以下、「ドナー」という。）の骨髄等の提供に伴う負担に対し、その軽減を行うことで骨髄等を提供しやすい環境を整えることを目的として、助成金を交付するものです。

◎ 助成金の交付を申請することができる期間は、ドナーが骨髄等の提供を完了した日（以下、「骨髄等提供完了日」という。）から１年以内とします。

◎ 標準処理期間：30 日間

◎ 申請書の提出先：

名　　称	所 在 地
寝屋川市健康部保健総務課 （寝屋川市保健所）	寝屋川市池田西町 28 番 22 号 （保健福祉センター２階） 電話 072-829-7771

※手続きが煩雑になる場合があるので、平日午後 5 時までにお越しください。

１　助成対象者について

⑴　ドナーであって、骨髄等提供完了日において寝屋川市内に住所を有する者
ただし、以下の者は除く。
ア　市税を滞納している者
イ　他の地方公共団体等から補助を受け、又は受けようとする者

⑵　ドナーを骨髄等提供完了日において雇用する事業者
ただし、以下の者は除く。
ア　市税を滞納している者
イ　日本国外に事業所を設置している者
ウ　国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人
エ　当該ドナーである者

２　助成金の額

⑴　ドナー　20 万円
⑵　事業者　10 万円

３　申請に必要な書類

⑴　ドナー

提出書類	注意事項等
１　寝屋川市骨髄バンクドナー等への支援助成金交付申請書兼請求書(様式第１号)	―
２　骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類	○ 原本もしくは写しを提出してください。
３　金融機関の口座番号等を確認できる書類	○ 通帳の表紙及び見開きページの写し等を提出してください。
４　その他、市長が必要と認める書類	―

⑵　事業者

提出書類	注意事項等
１　寝屋川市骨髄バンクドナー等への支援助成金交付申請書兼請求書(様式第２号)	―
２　ドナーとの雇用関係を証する書類	―
３　骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類	○ 原本もしくは写しを提出してください。
４　⑴におけるドナーが必要な検査等のための休暇を取得したことを確認できる書類	―
５　金融機関の口座番号等を確認できる書類	○ 通帳の表紙及び見開きページの写し等を提出してください。
６　その他、市長が必要と認める書類	―

４　助成金交付までの流れ

⑴　助成金の申請・請求書等の提出

⑵　書類審査・交付決定

申請書等を確認・審査し、交付を決定した場合は交付決定兼確定通知書(様式第３号)を送付します。また、不交付を決定した場合は、不交付決定通知書(様式第４号)を送付します。

⑶　助成金の交付

指定された申請者の口座に助成金を振り込みます。（振込通知はありませんので、記帳等によりご確認ください。）

５　各種様式の入手方法

様式については、寝屋川市ホームページより入手できます。

寝屋川市ホームページ（https://www.city.neyagawa.osaka.jp）

→各課のご案内→「健康部」→「保健総務課」→「骨髄バンク」

→「骨髄バンクドナー等への支援助成金交付事業」